

排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

大阪市長様

申請者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

1 放流設備所在地 区 丁目 番 号

2 放流事業場名

3 特定事業場等の種別 特定事業場・届出事業場・その他の事業場

4 業 種

5 目 的

(□にレを付けてください)

間接冷却水放流のため

湧水放流のため

その他 ()

6 原水の種類

(□にレを付けてください)

水道水 工業用水道水 井戸水

河海水 その他

7 放流先公共用水域の名称

8 放流下水量

m³/日

(1日平均水量とし、季節的に変化のある場合は、各季における平均を記載すること。)

9 免除期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

第1号様式裏面

10 放流設備工事

着工予定年月日 年 月 日

完工予定年月日 年 月 日

11 放流設備管理責任者（申請者と同じ場合は不要です）

住 所

氏 名

連絡先電話番号

12 水栓番号

		共	号
水栓番号	上水		
		専	号
	工水		号

必要とする添付書類

- 1 放流設備図
- 2 排水設備図
- 3 工場又は事業場周辺見取図及び配置図
- 4 申請日直前3カ月以内に実施した水質試験報告書（第3号様式）
- 5 河川管理者又は港湾管理者の許可書の写し
- 6 その他必要な書類

排水設備設置義務免除継続申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を継続して受けたいので次のとおり申請します。

記

1 放流設備所在地 区 丁目 番 号

2 放流事業場名

3 特定事業場等の種別 特定事業場・届出事業場・その他の事業場

4 業 種

5 目 的

(□にレを付けてください)

間接冷却水放流のため

湧水放流のため

その他 ()

6 原水の種類

(□にレを付けてください)

水道水 工業用水道水 井戸水

河海水 その他

7 放流先公共用水域の名称

8 放流下水量

m³/日

(1日平均水量とし、季節的に変化のある場合は、各季における平均を記載すること。)

9 免除期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

第2号様式の裏面

10 放流設備工事

着工予定年月日 年 月 日

完工予定年月日 年 月 日

11 放流設備管理責任者（申請者と同じ場合は不要です）

住 所

氏 名

連絡先電話番号

12 水栓番号

		共	号
水栓番号	上水		
		専	号
	工水		号

必要とする添付書類

- 1 放流設備図
- 2 排水設備図
- 3 工場又は事業場周辺見取図及び配置図
- 4 申請日直前3カ月以内に実施した水質試験報告書（第3号様式）
- 5 河川管理者又は港湾管理者の許可書の写し
- 6 前回の許可書の写し
- 7 その他必要な書類

註 1. 2. 3. 5. 及び7. について前回の申請時と変更ない場合は不要です。

水質試験報告書

年 月 日

大阪市長様

報告者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

年 月 日に実施した水質試験の結果は次のとおりでしたので報告します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|---|-------|----|--------|
| 1 | 放流設備所在地 | 区 | 丁目 | 番 | 号 |
| 2 | 放流事業場名 | | | | |
| 3 | 放流下水量 | | m^3 | /日 | |
| 4 | 水質試験結果 | | | | 別紙のとおり |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

排水設備設置義務免除通知書

大阪市指令建第 号
年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除については、下水道法第10条第1項ただし書の規定により次のとおり免除します。

記

1 放流設備所在地

2 放流事業場名

3 免除の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

4 免除の条件

- (1) 放流に際しては、下水道法（昭和33年法律第79号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）及びその他関係法令による所定の手続きを行い、これを遵守すること
- (2) 将来免除条件違反又は水質汚濁防止法若しくは大阪府生活環境の保全等に関する条例による水質規制基準及び同基準項目の変更等により、公共下水道へ接続の必要が生じた場合には、公共下水道の改築に要する工事負担金はすべて申請者において負担すること
- (3) 免除を受けた事項を変更しようとする場合は、変更しようとする日の30日前までに排水設備設置義務免除申請書（第1号様式）を提出すること

- (4) 免除を更新しようとするときは、免除期間満了30日前までに、排水設備設置義務免除継続申請書（第2号様式）を提出すること
- (5) 免除期間内は、3カ月ごとに水質試験を行い、水質試験報告書（第3号様式）を速やかに提出すること。なお、上記水質の分析機関は、官公立衛生研究所、官公立大学研究室若しくはその他官公立分析機関又は計量法(平成4年法律第51号)に基づく濃度計量証明事業の登録を受けた事業所とする。
- (6) 水質試験の実施項目は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に定める項目のうち、本市が指示した項目について実施すること
- (7) 本市建設局が行う立入り採水検査について協力すること
- (8) 公共用水域に関する取水及び排除の許可を公共用水域の管理者から受けたときは、10日以内に届出書（第7号様式）を提出すること
- (9) 放流設備を免除期間内に廃止したときは、速やかに放流設備使用廃止届出書（第6号様式）を提出すること
- (10) 関係法令等の改正又は、その他の事由により免除条件を変更する必要があると本市が認めた場合は、本市の指示に従うこと

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市指令建第 号
年 月 日

様

大阪市長

排水設備設置義務免除について（通知）

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除については、次の理由により免除することができないので通知します。

記

（教 示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

誓 約 書

年 月 日

大阪市長様

申請者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

年 月 日付け大阪市指令建第 号で受けた排水設備設置義務免除

については、免除条件を遵守し、万一違反した場合は、免除を取消されても異議申しません。また、免除を取消され公共下水道へ接続する必要が生じ、公共下水道の容量が不足する場合は改築に要する工事負担金はすべて当方で負担します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること

放流設備使用廃止届出書

年 月 日

大阪市長様

届出者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

年 月 日付け大阪市指令建第 号で免除を受けた放流設備は、

次のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 廃止年月日 年 月 日

2 廃止理由

第7号様式

年 月 日

大阪市長様

届出者

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号 ()

年 月 日付け大阪市指令建第 号で排水設備設置義務の免除を

受けた事項のうち、河川管理者又は港湾管理者の許可に係る部分について、別紙のとおり許可を受

けましたので届け出ます。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること